

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

計 104 枚（本紙を除く）

Vol.1057

令和4年3月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

老 発 0331 第 3 号
保 発 0331 第 4 号
年 管 発 0331 第 3 号
令 和 4 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局長
都道府県知事
市町村長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
日本年金機構理事長

】 殿

厚 生 労 働 省 老 健 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 保 険 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 56 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日付けで公布及び施行されたため、通知する。

改正省令の内容は下記のとおりであるため、その内容を御了知の上、関係者及び関係団体等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いする。

なお、改正省令において改正された健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）様式第 7 号及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）様式第 10 号の 2 について

は、令和 4 年 3 月 29 日に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 46 号。）においても改正されているため、留意されたい。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）において、国民健康保険に係る特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証並びに介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載については、令和 3 年度中に省令を改正し、削除することとされたことを踏まえ、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「介保則」という。）の一部を改正したこと。
- 2 保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出する証等について、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できること等を踏まえ、当該証等について性別の記載欄を削除する等のため、健保則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）等の一部を改正したこと。

第 2 改正の内容

（1）健保則の一部改正（第 1 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 7 号（健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届）
- ②様式第 10 号(1)及び様式第 10 号(2)（健康保険高齢受給者証）
- ③様式第 13 号（健康保険特定疾病療養受療証）
- ④様式第 13 号の 2（健康保険限度額適用認定証）
- ⑤様式第 14 号（健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）
- ⑥様式第 15 号及び様式第 15 号の 2（健康保険被保険者手帳）

イ 被保険者証の再交付の際に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

(2) 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の一部改正（第 2 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 2 号（船員保険高齢者受給者証）
- ②様式第 5 号（船員保険特定疾病療養受療証）
- ③様式第 6 号（船員保険限度額適用認定証）
- ④様式第 7 号（船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証）

イ 被保険者証の再交付の際に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

(3) 厚年則の一部改正（第 3 条関係）

様式第 10 号の 2（健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届）について、性別欄を削除する措置を講じたこと。

(4) 国保則の一部改正（第 4 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 1 号の 4 から様式第 1 号の 5 の 2 まで（国民健康保険高齢受給者証）
- ②様式第 1 号の 5 の 3（特定同一世帯所属者証明書）
- ③様式第 1 号の 6 及び様式第 1 号の 6 の 2（国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証）
- ④様式第 1 号の 6 の 3 及び様式第 1 号の 6 の 4（国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証）
- ⑤様式第 1 号の 7 及び様式第 1 号の 7 の 2（国民健康保険特定疾病療養受療証）
- ⑥様式第 1 号の 8 から様式第 1 号の 8 の 4 まで（国民健康保険限度額適用認定証）
- ⑦様式第 1 号の 9 及び様式第 1 号の 9 の 2（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）

イ 被保険者証及び高齢受給者証の再交付並びに移送費の支給申請等の際に市町村に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

(5) 介保則の一部改正（第 5 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 1 号の 2（介護保険負担割合証）
- ②様式第 1 号の 2 の 2（介護保険負担限度額認定証）

③様式第1号の3（介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証））

イ 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等への性別の記載を不要としたこと。

（6）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介保則の一部改正（第6条関係）

（5）に準じた措置を講じたこと。

（7）高確則の一部改正（第7条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

①様式第4号（後期高齢者医療特定疾病療養受療証）

②様式第4号の2（後期高齢者医療限度額適用認定証）

③様式第5号（後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）

イ 被保険者証の再交付の際に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

第3 施行期日等

（1）施行期日（附則第1条関係）

改正省令は、公布日から施行するものとする。

（2）経過措置

（附則第2条、第3条及び第5条～第8条関係）

ア 保険者は、改正省令による改正後の各省令の規定にかかわらず、当分の間、改正前の各省令の規定による証等（以下「旧証等」という。）を交付することができる。この場合において、発行した旧証等は、改正後の各省令の規定にかかわらず、なお従前の例によること。（附則第2条第1項等）

イ 改正省令の施行の際現に交付されている旧証等については、改正後の各省令の規定にかかわらず、なお従前の例によること。（附則第2条第2項等）

ウ 改正省令の施行の際現にある旧証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。（附則第2条第3項等）

（附則第4条関係）

- エ 改正省令の施行の際現にある第 3 条の規定による改正前の厚年則様式第 10 号の 2 による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届（オにおいて「旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届」という。）については、第 3 条の規定による改正後の厚年則様式第 10 号の 2 による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届とみなすこと。（附則第 4 条第 1 項）
- オ 改正省令の施行の際現にある旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。（附則第 4 条第 2 項）

○厚生労働省令第五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百二十六条第四項、第百九十七条及び第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四百十五条第二項及び第百五十五条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十五項及び第百二十条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第十一項及び第百六十六条、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第六項、第五十一条の三第九項及び第二百四条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第十二条第六項、第五十一条の三第九項及び第二百四条並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第十三項、第二十二条の三第十項及び第二十九条の二の二第十三項、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二第十三項及び第二十二條の三第十項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(被保険者証の再交付) 第四十九条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 (略) 二 氏名及び生年月日 三 (略) 2 6 (略)	(被保険者証の再交付) 第四十九条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 (略) 二 氏名、性別及び生年月日 三 (略) 2 6 (略)

様式第七号を次のように改める。



様式コード		
2	2	2
届書コード		
2	0	7

健康保険 被保険者氏名変更届
厚生年金保険

① 事業所整理記号		② 被保険者整理番号		③ 個人番号(又は基礎年金番号)				④ 生 年 月 日		送 信	
※				明. 1 3 5 7 9 大. 昭. 平. 令.				年 月 日		送 信	
⑤ 被保険者の氏名 (変更後)		(氏) (名)		⑥ 変更前の氏名		(氏) (名)		⑦ 健康保険被 保険者証不要 ※ 要 0 不要 1		⑧ 備 考	

令和 年 月 日 提出

事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りが無いことを確認しました。 〒 _____
事業所名称	
事業主氏名	
電 話	

社会保険労務士記載欄	
氏名等	

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
◎ 「※」印欄は記入しないでください。

【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

「	明	1	年	月	日	」
	大	3				
	昭	5				
平	7	3	2	0	2	0
令	9					7

のように記入してください。

3. ⑤の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

4. ⑥は、被保険者整理番号又は年金手帳の基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。

5. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができ、本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第十号(1)及び(2)を次のように改める。



(裏面)

(表面)

- 注意事項
1. 事業主からこの証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
 3. 被保険者の資格が無くなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。
 4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 5. この証の記載事項に変更があった場合には、被保険者証にこの証を添えて、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを含めません。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「対象者」の欄の「氏名」欄に本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

健康保険高年齢受給者証				
令和 年 月 日交付				
記号	番号		(枝番)	
被保険者	氏名			
	生年月日	年	月	日
対象者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
発効年月日	令和 年 月 日			
有効期限	令和 年 月 日			
一部負担割合				
保険者	所在地			
	保険者番号及び印			

様式第十号(2)(第五十二条関係)

(表面)

健康保険 高齢受給者証		令和 年 月 日交付	
記号	番号	(枝番)	
氏名	被保険者氏名		
生 年 月 日		年	月 日
発 効 年 月 日		年	月 日
有 効 期 限		年	月 日
一部負担金の割合			
保険者所在地			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称		印	

(裏面)

注 意 事 項	
1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。 2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。 3. 被保険者の資格が無くなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。 4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 5. 証の記載事項に変更があった場合には、被保険者証にこの証を添えて、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しません。	
住所	
備考	

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 被保険者については、表面の「被保険者氏名」欄に本人と記載することとする。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十三号から様式第十五号の二までを次のように改める。



健康保険特定疾病療養受療証				
令和 年 月 日交付				
認定疾病名				
受 診 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	昭 平 令 年 月 日生		
	住 所			
被 保 険 者	記 号		番 号	(枝 番)
	氏 名 及 び 生 年 月 日	昭 平 令 年 月 日生		
自己負担限度額				
発 効 期 日		令和 年 月 日から有効		
保 険 者 名 及 び 印				

(裏面)

注意事項

- 一 この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- 二 この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに一カ月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。
- 三 保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、被保険者証を提出することにより被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける場合には、この証を被保険者証に添えてその窓口で渡してください。
- 四 被保険者の資格がなくなったとき又は被扶養者でなくなったときは、五日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 六 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- 一 この証の大きさは、縦一二七ミリメートル横九一ミリメートルとする。
- 二 この証は、受診者一人ごとにこれを作製すること。
- 三 受診者が被保険者であるときは、表面の「受診者」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該事項を記載すること。
- 四 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 五 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

健康保険限度額適用認定証				
令和 年 月 日交付				
被保険者	記 号	番 号	(枝番)	
	氏 名			
適 用 対 象 者	生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	氏 名			
適 用 対 象 者	生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	住 所			
発 効 年 月 日	令和 年 月 日			
有 効 期 限	令和 年 月 日			
適 用 区 分				
	所 在 地			
保 険 者	保 険 者 番 号 及 び 印 称			

(裏面)
注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 - この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
 - 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 - 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 備考
- この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
 - この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
 - 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
 - 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
 - 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証					
令和 年 月 日交付					
被 保 険 者	記 号	番 号	(枝番)		
	氏 名				
適 用 ・ 減 額 対 象 者	生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和	年	月	日
	氏 名				
	生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和	年	月	日
	住 所				
発効年月日		令 和	年	月	日
有効期限		令 和	年	月	日
適用区分					
保 険 者	長期入院 該 当	令 和	年	月	日
	保 險 者 番 号 及 び 印 称	保 險 者 印			

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
 - 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
 - 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 - 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、4記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

記号及び番号	

健康保險被保險者手帳

氏名	令和 年 月 日交付		
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
住所			
居所			
交付機関名	印		

(1) 111 か 15114 の 1 から 10 の偶数の % (2)

	17日					
	印					
	21日					
	印					
	25日					
	印					
	29日					
	印					
	30日					
	印					
	31日					
	印					
はり付け枚数						
級 級 級 級 枚 枚 枚 枚 枚						
計						
取扱者						
(印)						

(1) λ は $1 + 11\lambda + 15\lambda^2 + 11\lambda^3 + \lambda^4$ の係数 $(\lambda = 1)$

1日	2日	3日	4日
印	印	印	印
5日	6日	7日	8日
印	印	印	印
9日	10日	11日	12日
印	印	印	印
13日	14日	15日	16日
印	印	印	印

- (被保険者の方へ)
- 1 健康保険が適用されている事業所に使用される日ごとに、かならず、この手帳を事業主に提出して、健康保険印紙のはり付けを受けてください。(提出しないときは、30万円以下の罰金に処せられます。)
- 2 この手帳では医療機関で受診することはできません。
- 3 この手帳は、受給資格者票に確認を受けるために必要ですから大切にしてください。

- (事業主の方へ)
- 1 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、かならず、この手帳を提出させなければなりません。これに違反したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、次の区分により、支払う賃金に応じた等級の印紙をはり付けて消印してください。
- | (等 級) | (賃 金 日 額) |
|-------|------------------------|
| 1 | 3,500円未満 |
| 2 | 3,500円以上
5,000円未満 |
| 3 | 5,000円以上
6,500円未満 |
| 4 | 6,500円以上
8,000円未満 |
| 5 | 8,000円以上
9,500円未満 |
| 6 | 9,500円以上
12,000円未満 |
| 7 | 12,000円以上
14,500円未満 |
| 8 | 14,500円以上
17,000円未満 |
| 9 | 17,000円以上
19,500円未満 |
| 10 | 19,500円以上
23,000円未満 |
| 11 | 23,000円以上 |
- 3 印紙をはり付ける場合には、左ページの摘要欄により、介護保険第2号被保険者該当・非該当の別を確認してください。
- 4 消印は、あらかじめ年金事務所に届け出た印ではっきりと割印してください。

(一十六ページ)

前6月分はり付け印紙枚数										
年 月	級 枚数	級 枚数	級 枚数	級 枚数	級 枚数	級 枚数	計 枚数	取扱者 印		
							該当・非該当 年月日	区 分	取扱者 印	
									該当	非 該当
							：	：	該当	非 該当
									：	：
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		
							摘	要		

月分印紙はり付け欄			
17日	18日	19日	20日
印	印	印	印
21	22日	23日	24日
印			印
25	26日	27日	28日
印			印
介護保険 第2号 被保険者			
29	30日	31日	はり付け枚数
印	印	印	級 枚 級 枚 級 枚 級 枚
計			取扱者
			印

(1) 1ページから14ページまでの偶数のページ

月分印紙はり付け欄			
1日	2日	3日	4日
印	印	印	印
5日	6日	7日	8日
印			印
9日	10日	11日	12日
印			印
介護保険 第2号 被保険者			
13日	14日	15日	16日
印	印	印	印

(1) 1ページから13ページまでの奇数のページ

健康保険被保険者手帳	
令和 年 月 日交付	
氏 名	明・大・昭・平・令
生年月日	年 月 日
住 所	
居 所	
交付機関名	印

(被保険者の方へ)

- 1 健康保険が適用されている事業所に使用される日ごとに、かならず、この手帳を事業主に提出して、健康保険印紙のはり付けを受けてください。（提出しないときは、30万円以下の罰金に処せられます。）
- 2 この手帳では医療機関で受診することはできません。
- 3 この手帳は、受給資格者票に確認を受けるために必要ですから大切にしてください。

(事業主の方へ)

- 1 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、かならず、この手帳を提出させなければなりません。これに違反したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、次の区分により、支払う賃金に応じた等級の印紙をはり付けて消印してください。
- | (等 級) | (賃 金 日 額) |
|-------|------------------------|
| 1 | 3,500円未満 |
| 2 | 3,500円以上
5,000円未満 |
| 3 | 5,000円以上
6,500円未満 |
| 4 | 6,500円以上
8,000円未満 |
| 5 | 8,000円以上
9,500円未満 |
| 6 | 9,500円以上
12,000円未満 |
| 7 | 12,000円以上
14,500円未満 |
| 8 | 14,500円以上
17,000円未満 |
| 9 | 17,000円以上
19,500円未満 |
| 10 | 19,500円以上
23,000円未満 |
| 11 | 23,000円以上 |
- 3 印紙をはり付ける場合には、左ページの摘要欄により、介護保険第2号被保険者該当・非該当の別を確認してください。
- 4 消印は、あらかじめ年金事務所に届け出た印ではっきりと割印してください。

$$(\forall x \rightarrow \lambda_0 x + 1)$$

前6月分はり付け印紙枚数

前6月分はリ付け印紙枚数											
年 月	級 枚数	級 枚数	級 枚数	級 枚数	級 枚数	級 枚数	計				
							枚数	枚数			
取 扱 者 印							該当・非該当		取扱者 印		
							年月日			区 分	
							： ：				該 当
							： ：			該 当	非 該 当
摘 要											

備考

- 1 この用紙は、A列6番とすること。
- 2 表紙の左端と同じくみとすること。
- 3 別途被保険者等に周知することにより、
(事業主の方へ)又は(被保険者の方へ)を
省略することができる。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(被保険者証の再交付) 第三十七条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 (略) 二 氏名及び生年月日 三 (略) 2 6 (略)	(被保険者証の再交付) 第三十七条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 (略) 二 氏名、性別及び生年月日 三 (略) 2 6 (略)

様式第二号を次のように改める。



様式第二号(第四十一条関係)

(裏 面)

注意事項

1. 船舶所有者からこの証の交付を受けたときは、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を船舶所有者に返してください。
4. 不正にこの証を使用したときは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. この証の記載事項に変更があつた場合には、被保険者証にこの証を添えて、すぐに船舶所有者を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該事項を記載すること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

船員保険高齢者受給者証								
		令和 年 月 日交付						
被 保 険 者	記号	船	番号	(枝番)				
	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
対 象 者	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
	住 所							
発行年月日		令和 年 月 日						
有効期限		令和 年 月 日						
一部負担金の割合								
保 険 者	所 在 地							
	保 険 者 番 号 及 び 印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。



様式第五号(第八十八条関係)
(表 面)

船員保険特定疾病療養受療証				
令和 年 月 日交付				
認 疾		病		定 名
受 診 者	氏 及 生	年 月 日		名 び
	住		所	
被 保 険 者	記 号			番 号
	氏 及 生	年 月 日		名 び
自己負担限度額				
発 効 期 日		令和 年 月 日から有効		
保 険 者 名 及 び 印				

注 意 事 項

- 一 この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- 二 この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに一ヶ月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。
- 三 保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、被保険者証を提出することにより被保険者であることの確認を受ける場合には、この証を被保険者証に添えてその窓口で渡してください。
- 四 被保険者の資格がなくなったとき又は被扶養者でなくなったときは、十日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 五 日本国内に住所を有する者が七十五歳に達したとき又は六十五歳以上七十五歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたときは、速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 七 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

- 一 この証の大きさは、縦一二七ミリメートル横九一ミリメートルとする。
- 二 この証は、受診者一人ごとにこれを作成すること。
- 三 受診者が被保険者であるときは、表面の「受診者」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 四 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 五 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)
注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 2. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
 4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限内に達したときは、直ちにこの証を被保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 6. 表面の記載事項に変更があつた場合には、速やかにこの証を被保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 備考
1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
 2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
 3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
 4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

船員保険限度額適用認定証				
令和 年 月 日交付				
被保険者	記号	船	番号	(枝番)
	氏名			
被保険者	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	氏名			
適用対象者	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	住所			
発効年月日		令和 年 月 日		
有効期限		令和 年 月 日		
適用区分				
被保険者	所在地			
	被保険者番号及び印			

様式第七号(第九十五条関係)

(表面)

船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
令和 年 月 日交付				
被 保 険 者	記 号	Ⓢ	番 号	(枝番)
	氏 名			
	生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名			
	生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	住 所			
発効年月日		令和 年 月 日		
有効期限		令和 年 月 日		
適用区分				
長 期 入 院 該 当		令和 年 月 日		保 険 者 印
保 険 者	所 在 地			
	保 険 者 番 号			
	名 称 及 び 印			

(裏面)

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
5. 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、4記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
様式第十号の二を次のように改める。



(表面)

様式コード		
2	2	0 7
届書コード		届書
2	0	7

健康保険 被保険者氏名変更届
厚生年金保険

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 個人番号(又は基礎年金番号)	④ 生 年 月 日
※			明. 1 3 1 大. 3 5 7 平. 9 年 月 日
⑤ 被保険者の氏名 (変更後)	(氏) (フリガナ)	(名)	⑥健康保険被保 険者証不要 ※ 要 0 不要 1
		⑦ 変更前の氏名	⑧ 備 考
		(氏) (名)	

令和 年 月 日 提出

事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 —
事業所名称	
事業主氏名	
電 話	(局) 番

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
◎ 「※」印欄は記入しないでください。

社会保険労務士記載欄	
氏名等	

【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

「	明	1	年	月	日
	大	3			
	昭	5			
	平	7			
	令	9			

のように記入してください。

3. ⑤の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

4. ⑥は、被保険者整理番号又は年金手帳の基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。

5. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、全国健康保険協会が管掌する厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第四条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(被保険者証の再交付及び返還) 第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名及び生年月日 ロ・ハ (略) 二 (略) 2 5 (略) (高齡受給者証の交付等) 第七条の四 (略) 2・3 (略) 4 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齡受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 被保険者の氏名及び生年月日 二・三 (略) 5 7 (略) (移送費の支給申請)	(被保険者証の再交付及び返還) 第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名、<u>性別</u>及び生年月日 ロ・ハ (略) 二 (略) 2 5 (略) (高齡受給者証の交付等) 第七条の四 (略) 2・3 (略) 4 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齡受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 被保険者の氏名、<u>性別</u>及び生年月日 二・三 (略) 5 7 (略) (移送費の支給申請)

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 一 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 二 六 (略)	第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 一 移送を受けた被保険者の氏名、<u>性別</u>、生年月日及び個人番号 二 六 (略)
2・3 (略) (令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはへ、第四号ホ若しくはへ又は第五号ロの市町村又は組合の認定)	2・3 (略) (令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはへ、第四号ホ若しくはへ又は第五号ロの市町村又は組合の認定)
2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に依じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。	2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に依じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。
一・二 (略) 3 六 (略)	一・二 (略) 3 六 (略)

様式第一号の二の三を次のように改める。



様式第一号の二の三(第六条関係)

(表 面)

国 民 健 康 保 険	有効期限	年	月	日						
被 保 険 者 証	発行期日	年	月	日						
兼 高 齢 受 給 者 証										
記 号	番 号	(枝番)								
氏 名	性 別									
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割							
資格取得年月日	年 月 日									
交 付 年 月 日	年 月 日									
組合員氏名										
住 所										
保険者番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									
保 険 者 名	印									

(裏 面)

備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、 <u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u> 、 <u>移植の為に臓器を提供します</u> 。	
2. 私は、 <u>心臓が停止した死後に限り</u> 、 <u>移植の為に臓器を提供します</u> 。	
3. 私は、 <u>臓器を提供しません</u> 。	
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》	
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・ ^{じん} 膵臓・ ^{すい} 臓・小腸・眼球 】	
〔特記欄：	
署名年月日： 年 月 日	
本人署名(自筆)：	家族署名(自筆)：

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている組合については、表面の「負担割合」欄にその一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者証を提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)に表面に示す割合を乗じた額であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したときには、直ちに被保険者証を組合に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (5) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、組合にその旨を届け出ること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した被保険者証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 検認又は更新のため、組合に被保険者証の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出すること。
 - (8) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第一号の四から様式第一号の九の二までを次のように改める。



(裏面)

(表面)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
5. 検認又は更新のため、市町村にこの証の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- 備考
1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
 2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

〇〇都道府県国民健康保険 高齢受給者証								
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日								
記 号		番 号	(枝番)					
世帯主	住 所							
氏 名								
対象被保険者	氏 名							
	生年月日	年	月 日					
一部負担金								
発効期日		年	月 日					
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときには、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
5. 検認又は更新のため、組合にこの証の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

備考

1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

国民健康保険高齢受給者証									
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日									
記 号	番 号		(枝番)						
住 所									
組 合 員 氏 名									
対 象 被 保 険 者 氏 名									
生年月日	年 月 日								
一 部 の 負 担 合									
発 効 期 日	年 月 日								
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								

様式第一号の五(第七条の四関係)

(表 面)

〇 〇 都 道 府 県					
国 民 健 康 保 険					
高 齢 受 給 者 証					
	有効期限	年	月	日	
記 号	番 号			(枝番)	
氏 名					
生 年 月 日	年	月	日		
交 付 年 月 日	年	月	日		
発 効 期 日	年	月	日		
一部負担金の割合					
世帯主氏名					
住 所					
保険者番号					
交 付 者 名					印

(裏 面)

注 意 事 項
1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
5. 検認又は更新のため、市町村にこの証の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
備 考

- 備 考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の五の二(第七条の四関係)

(表 面)

国 民 健 康 保 険 高 齢 受 給 者 証	有効期限	年	月	日					
記 号	番 号	(枝番)							
氏 名									
生 年 月 日	年	月	日						
交 付 年 月 日	年	月	日						
発 効 期 日	年	月	日						
一部負担金の割合									
組合員氏名									
住 所									
保険者番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
保 険 者 名	印								

(裏 面)

注 意 事 項
1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときには、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
5. 検認又は更新のため、組合にこの証の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
備 考

備 考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の五の三(第十二条の二関係)

特定同一世帯所属者証明書 発行年月日 年 月 日発行								
世帯主	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
特定同一世帯所属者	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
	特定同一世帯所属者に該当した年月日	年 月 日						
交付者	保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						
注意事項 1. 転出する前に国民健康保険の世帯主であった者が、転入した市町村においても引き続き国民健康保険の世帯主となる場合には、必ずこの連絡票を提出してください。 2. この連絡票を破り、よごし、又は失ったときは、ただちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請してください。 3. この連絡票を破り、又はよごした場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請してください。								

備考 1. この連絡票は、転出する世帯主に対して、同一の世帯に属していた特定同一世帯所属者1人ごとに作成すること。

2. この用紙は、A列4番とすること。

3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の六(第二十六条の三関係)

(表面)

[illegible]

(裏面)

注 意 事 項

- 一 この証によって入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 二 保険医療機関等において入院をするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又は減額認定の条件に該当しなくなったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
- 五 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 1 この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。
- 2 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- 3 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 4 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の六の二(第二十六条の三関係)

(表面)

[illegible]

(裏面)

注 意 事 項

- 一 この証によって入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 二 保険医療機関等において入院をするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又は減額認定の条件に該当しなくなったときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
- 五 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあったときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 1 この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。
- 2 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- 3 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 4 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)

注意事項	
一	この証によって入院の際に生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
二	保険医療機関等において入院をするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
三	被保険者の資格がなくなつたとき又は減額認定の条件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四	有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求めるところがあります。
五	有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあつたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。
六	この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
七	不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(表面)

〇〇都道府県国民健康保険 生活療養標準負担額減額認定証														
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日														
記号	番号	(枝番)												
住所														
世帯主氏名														
氏名														
減額対象者氏名														
生年月日	年 月 日													
発効期日	年 月 日													
長期入院当	年 月 日	交付者印												
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>													

備考

- この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。
- 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証

有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

記号

番号

(枝番)

住所

組合員氏名

減額対象者氏名

生年月日

発効期日

長期入院当

保険者番号並びに保険者の名称及び印

一 この証によって入院の際に生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

二 保険医療機関等において入院をするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。

三 被保険者の資格がなくなつたとき又は減額認定の条件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。

四 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。

五 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあつたときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。

六 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。
- 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の七(第二十七条の十三関係)
(表面)

〇〇都道府県国民健康保険 特定疾病療養受療証									
有効期限		年	月	日					
交付年月日		年	月	日					
認定疾病名									
記号		番号	(枝番)						
被保険者	氏名								
	生年月日	年 月 日							
発効期日		年 月 日							
自己負担限度額									
保険者番号並びに交付者の名称及び印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

注 意 事 項

- 一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一ヶ月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
- ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。
- 二 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又は自己負担限度額が変更されたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
- 五 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

1. この証は、被保険者1人ごとに作成すること。
2. 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
3. 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
4. HIV、血友病、人工透析(70歳以上)に係る特定疾病療養受療証における「有効期限」の欄には、「**年**月**日」と記載すること。
5. 「自己負担限度額」の欄には、「1万円」又は「2万円」と記載すること。
6. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の七の二(第二十七条の十三関係)
(表面)

国民健康保険特定疾病療養受療証									
有効期限		年	月	日					
交付年月日		年	月	日					
認定疾病名									
記号		番号	(枝番)						
被保険者	氏名								
	生年月日	年 月 日							
発効期日		年 月 日							
自己負担限度額									
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

(裏面)

注 意 事 項

- 一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一ヶ月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
- ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。
- 二 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又は自己負担限度額が変更されたときは、直ちに、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
- 五 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を組合に返してください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

1. この証は、被保険者1人ごとに作成すること。
2. 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
3. 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
4. HIV、血友病、人工透析(70歳以上)に係る特定疾病療養受療証における「有効期限」の欄には、「**年**月**日」と記載すること。
5. 「自己負担限度額」の欄には、「1万円」又は「2万円」と記載すること。
6. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

注 意 事 項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、又は世帯主が保険料(税)を滞納したため市町村が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
5. 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
 3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
 4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
 6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

〇〇都道府県国民健康保険 限度額適用認定証									
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日									
記 号	番 号	(枝番)							
世帯主	住所								
	氏 名								
対 象 者	氏 名								
	生年月日	年 月 日							
発 効 期 日	年 月 日								
適 用 区 分									
保険者番号並びに交付者の名称及び印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

注 意 事 項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができないときに、記載された適用区分に該当しなくなったとき、又は組合員が保険料を滞納したため組合が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
5. 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を組合に返してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ」と記載すること。
 3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
 4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
 6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

国民健康保険限度額適用認定証									
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日									
記 号	番 号		(枝番)						
組 合 員	住 所								
	氏 名								
対 適 象 者	氏 名								
	生年月日	年 月 日							
発 効 期 日	年 月 日								
適 用 区 分									
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

注 意 事 項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
5. 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第3号又は第5項第3号に該当する場合は「現役並みⅡ」と、同条第4項第4号又は第5項第4号に該当する場合は「現役並みⅠ」と、同条第4項第5号又は第5項第5号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第4項第6号又は第5項第6号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。
 3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
 4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることのできる。
 6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

〇〇都道府県国民健康保険 限度額適用認定証									
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日									
記 号			番 号	(枝番)					
世帯主	住所								
氏 名									
対 象 者	氏 名								
用 生	年月日	年	月	日					
発 効 期 日	年 月 日								
適 用 区 分									
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								

注 意 事 項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときは、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
5. 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を組合に返してください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

国民健康保険限度額適用認定証

有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

記 号	住 所	番 号	(枝番)						
組 合 員	氏 名								
対 適 象	氏 名								
者 用	生年月日	年 月 日							
発 効 期 日		年 月 日							
適 用 区 分									
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								

備考

1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第3号又は第5項第3号に該当する場合は「現役並みⅡ」と、同条第4項第4号又は第5項第4号に該当する場合は「現役並みⅠ」と、同条第4項第5号又は第5項第5号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第4項第6号又は第5項第6号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。
3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

注 意 事 項

1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
- (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2. 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなつたとき又は認定の条件に該当しなくなつたときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
5. 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
6. この証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号に該当する場合は「Ⅰ」と、同項第5号に該当する場合は「Ⅱ」と記載すること。
3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ(境)」と記載すること。
4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

〇〇都道府県国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証										
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日										
記号	番号		(枝番)							
世帯主	住所									
氏名										
対象者	氏名									
減額	生年月日	年 月 日								
発効期日	年 月 日									
適用区分										
長期入院 該当年月日	年 月 日	交付者印								
保険者番号並びに交付者の 名称及び印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 被保険者の資格がなくなつたとき又は認定の条件に該当しなくなつたときは、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
- 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあつたときは、直ちに、この証を組合に返してください。
- この証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

記 号	番 号	(枝番)	組 合 員	住 所	対 象 者	適 用 者	氏 名	生年月日	発 効 期 日	適 用 区 分	長 期 入 院 該 当 年 月 日	年	月	日	保 険 者 印
			氏 名	氏 名		年 月 日	年 月 日								

保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印

備考

- この証は、対象者1人ごとに作成すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号に該当する場合は「Ⅰ」と、同項第5号に該当する場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ(境)」と記載すること。
- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第五条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
(資格取得の届出等) 第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第二十七条、第四百四十条の七十二の九及び別表第一において「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。) 二 (略) 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 (住所の特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出) 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居(以下この条において「入所等」という。)をしている住所の特例対象施設(法第十三条第一項に規定する住所の特例対象施設をいう。以下この条において同じ。)から継続して他の住所の特例対象施設に入所等を行うことによりそれぞれの住所の特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更(以下「継続住所変更」という。)したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行	(資格取得の届出等) 第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第二十七条、第四百四十条の七十二の九及び別表第一において「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。) 二 (略) 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 (住所の特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出) 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居(以下この条において「入所等」という。)をしている住所の特例対象施設(法第十三条第一項に規定する住所の特例対象施設をいう。以下この条において同じ。)から継続して他の住所の特例対象施設に入所等を行うことによりそれぞれの住所の特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更(以下「継続住所変更」という。)したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行

う市町村に提出しなければならない。	一 (略) 二 氏名、現住所、従前の住所及び個人番号 三・四 (略) 五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄	2 (略)	(被保険者証の交付) 第二十六条 (略) 2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 3 (略)	(被保険者証の再交付及び返還) 第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項(第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ (略) 二 (略) 2・3 (略)	(負担割合証の交付等) 第二十八条の二 (略) 2・3 (略)
う市町村に提出しなければならない。	一 (略) 二 氏名、性別、現住所、従前の住所及び個人番号 三・四 (略) 五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄	2 (略)	(被保険者証の交付) 第二十六条 (略) 2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 3 (略)	(被保険者証の再交付及び返還) 第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項(第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、性別、生年月日及び住所 ロ・ハ (略) 二 (略) 2・3 (略)	(負担割合証の交付等) 第二十八条の二 (略) 2・3 (略)

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ (略) 二 (略) 5・6 (略)	4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、性別、生年月日及び住所 ロ・ハ (略) 二 (略) 5・6 (略)
(住所変更の届出) 第三十条 被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 四 (略) 五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄	(住所変更の届出) 第三十条 被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 四 (略) 五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄
(世帯変更の届出) 第三十一条 第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 四 (略) 五 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄	(世帯変更の届出) 第三十一条 第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 四 (略) 五 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄
(高額介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四 令第二十二条の二の二の規定による高額介護サ―	(高額介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四 令第二十二条の二の二の規定による高額介護サ―

ビス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 (略) 2・3 (略)	ビス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 (略) 2・3 (略)
(高額医療合算介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。 一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号 二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。)の氏名、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号 三・四 (略) 2・7 (略)	(高額医療合算介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号 二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。)の氏名、性別、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号 三・四 (略) 2・7 (略)
(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 い。 一 (略) 二 氏名、生年月日、住所及び個人番号 三・六 (略) 2・6 (略)	(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 い。 一 (略) 二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 三・六 (略) 2・6 (略)

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ (略)	8 〽 10 (略) 二 (略)	(高額介護予防サービス費の支給の申請) 第九十七条の二 令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該居宅要支援被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 (略) 2・3 (略)	附 則 (令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請) 第三十五条 令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号
7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、性別、生年月日及び住所 ロ・ハ (略)	8 〽 10 (略) 二 (略)	(高額介護予防サービス費の支給の申請) 第九十七条の二 令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該居宅要支援被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 (略) 2・3 (略)	附 則 (令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請) 第三十五条 令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)
2ゝ4 (略)

第三十六条 令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二ゝ四 (略)
2ゝ5 (略)

（令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の支給の申請）

第四十条 令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)
2ゝ4 (略)

第四十一条 令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被

二 (略)
2ゝ4 (略)

第三十六条 令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二ゝ四 (略)
2ゝ5 (略)

（令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の支給の申請）

第四十条 令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)
2ゝ4 (略)

第四十一条 令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並

保険者証の番号
二〇四
二〇五
(略)

びに被保険者証の番号
二〇四
二〇五
(略)

様式第一号の二から様式第一号の三までを次のように改める。



(裏面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスの費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はあります。）

三 被保険者の資格がなくなったりとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割（利用者負担の割合）欄に記載された割合が三割である場合は四割）とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(表面)

介護保険負担割合証				
交付年月日 年 月 日				
被保険者		番号		
住所		フリガナ		
氏名				
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日		
利用者負担の割合		適用期間		
割		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日		
割		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日		
保険者番号並びに保険及び印				

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

(裏面)

注意事項

一 この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(この証の表面において「老健・療養等」という。)を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口提出してください。

三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(表 面)

介護保険負担限度額認定証			
交付年月日 令和 年 月 日			
番号			
住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日	
適用年月日		令和 年 月 日から	
有効期限		令和 年 月 日まで	
食費の負担限度額		(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス 円	
居住費又は滞在費の負担限度額		ユニット型個室 円	
		ユニット型個室(特養等) 円	
		従来型個室(老健・療養等) 円	
		多床室 円	
被保険者の番号		印	

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

(裏 面)

(表 面)

注 意 事 項

一 この証によつて指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特別養護老人ホームの窓口に提出してください。

三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至つたとき又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

介護保険特定負担限度額認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)									
交付年月日					令和 年 月 日				
番 号									
住 所									
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		明治・大正・昭和 年 月 日							
適 用 年 月 日		令和 年 月 日から							
有 効 期 限		令和 年 月 日まで							
食費の特定負担限度額		円							
居住費の特定負担限度額		ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室 多床室 円 円 円 円 円							
被 保 険 者									
保 険 者 名									
印 記									

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出) 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等を行うことによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一 (略) 二 氏名、現住所、従前の住所及び個人番号 三・四 (略) 五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 2 (略) (負担割合証の交付等) 第二十八条の二 (略) 2・3 (略) 4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。	(住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出) 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等を行うことによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一 (略) 二 氏名、<u>性別</u>、現住所、従前の住所及び個人番号 三・四 (略) 五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、<u>性別</u>、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 2 (略) (負担割合証の交付等) 第二十八条の二 (略) 2・3 (略) 4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。

一 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ (略)	二 (略)	5・6 (略)	(高額介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四 令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号	二 (略)	2・3 (略)	(高額医療合算介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。 一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号 二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。)の氏名、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号 三・四 (略) 2・7 (略) (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)
一 次に掲げる事項 イ 氏名、性別、生年月日及び住所 ロ・ハ (略)	二 (略)	5・6 (略)	(高額介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四 令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号	二 (略)	2・3 (略)	(高額医療合算介護サービス費の支給の申請) 第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号 二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。)の氏名、性別、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号 三・四 (略) 2・7 (略) (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。	第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一 （略） 二 氏名、生年月日、住所及び個人番号 三 六 （略） 2 六 （略） 7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合）には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ （略） 二 （略） 8 10 （略）	一 （略） 二 氏名、<u>性別</u>、生年月日、住所及び個人番号 三 六 （略） 2 六 （略） 7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合）には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、<u>性別</u>、生年月日及び住所 ロ・ハ （略） 二 （略） 8 10 （略）
附 則 （令附則第十三条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請） 第三十二条 令附則第十三条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。 一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 （略）	附 則 （令附則第十三条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請） 第三十二条 令附則第十三条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。 一 当該被保険者の氏名、<u>性別</u>、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 （略）

2 ゝ 4 (略)	第三十三条 令附則第十三条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。 一 当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 四 (略) 2 ゝ 5 (略)
2 ゝ 4 (略)	第三十三条 令附則第十三条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二 四 (略) 2 ゝ 5 (略)

様式第一号の二及び第一号の二の二を次のように改める。



(裏面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスの費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）

三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割（利用者負担の割合）欄に記載された割合が三割である場合は四割）とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(表面)

介護保険負担割合証			
交付年月日 年 月 日			
番号			
住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
利用者負担の割合	適用期間		
割	開始年月日	令和 年 月 日	
	終了年月日	令和 年 月 日	
割	開始年月日	令和 年 月 日	
	終了年月日	令和 年 月 日	
保険者番号並びに保険及び印			

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

(裏面)

注意事項

一 この証によつて指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(この証の表面において「老健・療養等」という。)を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口提出してください。

三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返しててください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(表 面)

介護保険負担限度額認定証									
交付年月日 令和 年 月 日									
番号									
住所									
フリガナ									
氏名									
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日							
適用年月日		令和 年 月 日から							
有効期限		令和 年 月 日まで							
食費の負担限度額		円							
居住費又は滞在費の負担限度額		ユニット型個室 ユニット型個室(特養等) 従来型個室(老健・療養等) 多床室 円 円 円 円							
保険者の番号及び印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(被保険者証の再交付及び返還) 第十九条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ (略) 二 (略) 2・3 (略)	(被保険者証の再交付及び返還) 第十九条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 氏名、性別、生年月日及び住所 ロ・ハ (略) 二 (略) 2・3 (略)

様式第三号から様式第五号までを次のように改める。



備考

- 1 この証の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 91 ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
- 3 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
- 4 被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
 - (1) 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証が交付されること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者資格証明書を提出すること。
 - (3) 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出ること。
 - (4) 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、後期高齢者医療被保険者資格証明書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えること。
 - (5) この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 後期高齢者医療広域連合の検認又は更新のため、後期高齢者医療被保険者資格証明書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。
 - (8) 不正に後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用した者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(表面)

後期高齢者医療特定疾病療養受療証

交付年月日 年 月 日

認定疾病名

被保険者番号

被	住	所
---	---	---

保	氏	名
---	---	---

者	生年月日
---	------

年 月 日

発効期日

年 月 日

保険者番号並
びに保険者の
名称及び印

--	--	--	--	--	--	--	--

様式第四号（第六十二条第四項関係）

(裏面)

注 意 事 項

一 この証によつて認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一箇月につき一万円を限度とします。

ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。

二 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

三 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を市町村に提出してください。

四 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 この証は、被保険者1人ごとに作成すること。
- 3 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができること。
- 5 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
- 6 保険医療機関等について認定疾病に係る診療を受ける場合において、被保険者証を提出することにより被保険者であることの確認を受ける場合には、この証を被保険者証に添えてその窓口へ提出することを被保険者等に周知すること。

様式第四号の二(第六十六条の二第二項関係)
(裏面)

眞事眞注

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 被保険者の資格がなくなつたとき又は記載された適用区分に該当しなくなつたときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
4. この証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(表面)

後期高齢者医療限度額適用認定証											
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日											
被保険者番号											
被保険者	住所										
	氏名										
生年月日	年 月 日										
発効期日	年 月 日										
適用区分											
保険者番号並びに名称及び印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										

備考

1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
3. 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第3号に掲げる者である場合は「現役Ⅱ」と、同項第4号に掲げる者である場合は「現役Ⅰ」と記載すること。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができること。
5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
6. 療養を受けるときは、その窓口で電子的確認を受けるか、被保険者証とともにこの証を提出することを被保険者等に周知すること。

備考

1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
3. 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第5号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第6号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第14条第7項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老宿）」と記載すること。
4. 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第40条第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区分Ⅰ」に加え、「（境）」と記載すること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
7. 療養を受けるときは、その窓口で電子的確認を受けるか、被保険者証とともにこの証を提出することを被保険者等に周知すること。

様式第十一号を次のように改める。



(表 面)

後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証 〔法第百五十二条関係〕	写 真
官職又は職名 氏 名	(年 月 日生)

第 号 令和 年 月 日交付 厚生労働大臣又は都道府県知事印	高齢者の医療の確保に関する法律 (抄) (報告の徴収等) 第百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百四十条の規定による委託を受けた者 (以下「受託者」という。) について、高齢者医療制度関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。 2 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。 3 (略) 第百六十八条 (略) 2 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第百五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。 3 (略)
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 厚生労働大臣（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百三条第一項の規定により厚生労働大臣が行う事務の一部を行うこととされた市町村長及び同法第二百四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定による委任を受けた者を含む。）、全国健康保険協会及び健康保険組合は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下この項及び次項において「新健保則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第七号による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届、様式第十号(1)及び(2)による健康保険高齢受給者証、様式第十三号による健康保険特定疾病療養受療証、様式第十三号の二による健康保険限度額適用認定証、様式第十四号による健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証並びに様式第十五号及び様式第十五号の二による健康保険被保険者手帳（以下この条において「旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等」という。）を交付することができる。この場合において、旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等については、新健保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等について

は、新健保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 全国健康保険協会は、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下この項及び次項において「新船保則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第二号による船員保険高齢者受給者証、様式第五号による船員保険特定疾病療養受療証、様式第六号による船員保険限度額適用認定証及び様式第七号による船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「旧船員保険高齢者受給者証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧船員保険高齢者受給者証等については、新船保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧船員保険高齢者受給者証等については、新船保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧船員保険高齢者受給者証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第四条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第十号の二による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届（次項において「旧健康保険厚生年金保険

被保険者氏名変更届」という。）は、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則様式第十号の二による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第五条 市町村（特別区を含む。次条及び附則第七条において同じ。）又は国民健康保険組合は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（以下この項及び次項において「新国保則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則様式第一号の四から第一号の五の二までによる国民健康保険高齢受給者証、様式第一号の五の三による特定同一世帯所属者証明書、様式第一号の六及び第一号の六の二による国民健康保険食事療養減額認定証、様式第一号の六の三及び第一号の六の四による国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証、様式第一号の七及び第一号の七の二による国民健康保険特定疾病療養受療証、様式第一号の八から第一号の八の四までによる国民健康保険限度額適用認定証並びに様式第一号の九及び第一号の九の二による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「旧国民健康保険高齢受給者証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧国民健康保険高齢受給者証等については、新国保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧国民健康保険高齢受給者証等については、新国保則の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧国民健康保険高齢受給者証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条 市町村は、第五条の規定による改正後の介護保険法施行規則（以下この項及び次項において「新介保則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号の二による介護保険負担割合証、様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証及び様式第一号の三による介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（以下この条において「旧介護保険負担割合証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧介護保険負担割合証等については、新介保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧介護保険負担割合証等については、新介保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧介護保険負担割合証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第七条 市町村は、第六条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（以下この項及び

次項において「新なお効介保則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、第六条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則様式第一号の二による介護保険負担割合証及び様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証（以下この条において「旧なお効介護保険負担割合証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧なお効介護保険負担割合証については、新なお効介保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧なお効介護保険負担割合証等については、新なお効介保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧なお効介護保険負担割合証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第八条 後期高齢者医療広域連合は、第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「新高確則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則様式第四号による後期高齢者医療特定疾病療養受療証、様式第四号の二による後期高齢者医療限度額適用認定証及び様式第五号による後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「旧後期高齢者医療特定疾病療養受療証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧後期高齢者

医療特定疾病療養受療証等については、新高確則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧後期高齢者医療特定疾病療養受療証等については、新高確則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧後期高齢者医療特定疾病療養受療証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。